



第4章

【基本方針】柱1 心をつなぐ地域づくり

～先ずは知り合い～



第4章

柱1 心をつなぐ地域づくり ～まずは知り合い～

【基本施策】

（1）人と人がふれあう環境の創造

- 主な取り組み① 福祉に対する意識の醸成・福祉人材の育成
- 主な取り組み② 地域における支え合いの促進

（2）相互理解の促進

- 主な取り組み① 人権・一人ひとりが多様性を認め合う心のバリアフリーについての意識啓発
- 主な取り組み② 外国人住民と市民との交流促進

（3）心をつなぐ仕組みづくり **重点施策**

- 主な取り組み① 地域住民等が集う拠点づくり
- 主な取り組み② 地域交流事業の促進
- 主な取り組み③ 地域情報等の発信

【柱1の取り組みを実施した結果指標】

指標名	実績値	目標値
隣近所に困ったときに相談し助け合える人がいる割合	41.0% (令和元年度)	60% (令和8年度)

※第4次船橋市地域福祉計画のためのアンケート調査結果より

目標値は、「隣近所との理想のつきあい方」を尋ねた市民アンケートの結果から設定しました。「なんでも相談し助け合えるとまではいかないが、内容によっては困ったときに相談し、助け合える関係」と回答した割合 50.3%と「何かで困ったときには、なんでも相談し助け合える関係」と回答した割合 8.3%の合計を目標値としています（一の位を四捨五入しています）。

基本施策（１）人と人がふれあう環境の創造

【現状と課題】

地域にはさまざまな人が暮らしており、その価値観やライフスタイルは多様なものとなっています。

そのなかで、近年、核家族[※]化や単身世帯の増加、少子高齢化の進行により、家族機能が低下するとともに、市民意識の多様化も進み地域のつながりが希薄化し、これまで地域の中に自然にあった他人を思いやる助け合い、いわゆる互助の精神にも変化がみられつつあります。

しかし、市民調査において、市民の多くは、身近な地域での助け合い活動の必要性を感じています。さらに災害等いざという時における地域での助け合いの必要性は多くの市民の共通認識であることがうかがえます。

24地区市民会議でも、高齢者も子供も住みやすく、助け合えるまちを望む声があがっており、安心して暮らせる地域づくりを進めるうえで、困りごとを抱えた人を地域の人が把握し支援につなげていく仕組みを更に充実していくことが求められます。

地域福祉の考え方は、まさに「すべての市民が福祉の受け手であり同時に担い手でもある」との認識の上に成り立っています。そして、市民一人ひとりが地域に対して関心を持ち、地域における生活課題を自分の課題であると考えることが、地域福祉を推進する第一歩となります。

地域において、人と人がつながりを深め、安心して暮らせるよう地域住民や社会福祉関係者等が、協働して地域の課題に取り組んでいくことが地域福祉を推進していくうえで重要です。

さらに、地域福祉に関わる活動団体においては、メンバーの高齢化や人材不足等の問題を抱えており、活動の担い手を増やすために「地域福祉・ボランティア活動の必要性の周知、学習会等の開催」等の意見が上位にあげられています。

ライフスタイルが多様化している中、まず、挨拶・声かけ等から始め、更に顔の見える関係を意識した近所づきあいを深め、その上で、子供から高齢者まで地域で暮らすすべての人が、福祉に関わる活動や行事等を体験できる環境を整えていくことで、地域福祉に対する意識を高め、地域福祉を推進する担い手となる人づくりの取り組みが必要となっています。

核家族

家族形態のひとつで具体的には、「夫婦のみの世帯」「夫婦と未婚の子のみの世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」のいずれかの形態を指す。

【めざすべき姿】

- ・ 他人を思いやることのできる優しい心を持ち、互いに育み合えるようにします。
- ・ 地域に暮らす市民一人ひとりが地域に目を向け、何ができるのかを考え、認識できるようにします。
- ・ 地域において皆が支え合い、協力して助け合えるようにします。

【体制（役割分担と実施内容）】

自助 (市民ができること)

- 挨拶や声かけ等、日頃から地域の人とコミュニケーションをとります。
- 隣近所とのつながりをもちます。
- 福祉学習の機会に積極的に参加します。
- 市民活動やボランティア活動に積極的に参加します。
- 地域の一員として、日頃から地域にどんな課題があり、身近でどんな人が困っているのか等関心を持ちます。

共助・互助 (地域全体で取り組むこと)

- 地域に住む誰もが福祉の担い手であり受け手となる地域福祉という考え方が身近に感じられるような、地域に密着した福祉活動を展開します。
- 学校、地域において気づきや福祉への関りを考えることに繋がる福祉教育を推進します。
- 地域の課題解決に向け、地域の活動団体間で積極的に交流・情報共有します。
- 地域の問題に目を向け、住み良い地域づくりに心がけます。
- ボランティア活動に関する情報を周知します。

公助 (行政等ができること)

- 広報紙やホームページ、パンフレット等による広報・啓発活動を充実し、福祉意識の醸成に努めます。
- 学校や地域における、体験を中心とした福祉教育を推進します。
- 市民の地域活動への関心を高め、参加につながる環境づくりを進め、ボランティア等担い手の育成を図ります。
- 地域住民に対し、地域活動団体等の情報の周知を図り、地域のつながりの強化と地域の活性化につなげます。

主な取り組み① 福祉に対する意識の醸成・福祉人材の育成

地域福祉についての周知、啓発に取り組むとともに、福祉活動のきっかけづくりを行い、福祉に対する意識の醸成を図ります。また、地域住民の身近な地域活動やボランティアへの参加につながる環境づくりを進め、福祉人材の育成に努めます。

【具体的な事業例】

基本施策を実施していくための具体的な取り組みとして、特にイメージしやすい事業例を掲載します。

	個別事業例	内容	担当部局
1	福祉読本配布事業補助金交付事業	社会福祉協議会が、福祉教育の推進を図ることを目的として、おおむね小学校中学年以上の児童を対象に、福祉をわかりやすく学ぶための「福祉読本」を作成及び配布する事業に対し、その事業に要する経費を補助する。	地域福祉課
2	ボランティア育成事業補助金交付事業	地区社会福祉協議会のボランティアを養成するとともに、一般住民にも広く地域福祉に興味をもちてもらえる研修会・講演会等にかかる経費等を助成することで地域住民の手による地域福祉活動を推進する。	地域福祉課
3	地区社会福祉協議会事務局員研修費補助事業	地区社会福祉協議会事務局員のスキルアップを目的とした研修を実施した際にかかった費用を補助することで地域の福祉力の向上を図る。	地域福祉課



主な取り組み② 地域における支え合いの促進

各分野で活動する個人や団体等の多様なつながりを促進するための支援をはじめ、団体の立ち上げや活動の支援に取り組みます。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
4	地域福祉支援員配置事業	地域が主体的に取り組む福祉活動を側面から支援する「地域福祉支援員」を配置し、市民活動の活性化を図ることで「共助社会の構築」を目指す。日常生活のちょっとした困りごとへの手助けや、家事援助を地域住民同士の手で行う「助け合い活動」が市内に普及するように、「助け合い活動立ち上げマニュアル」の配布、相談、助言、情報提供等を行う出前講座を開催する。 また、平成27年度からは、地区社会福祉協議会に配置する「生活支援コーディネーター」への支援を実施し、生活支援サービスの充足を図っている。	地域福祉課
5	生活支援コーディネーター配置事業	高齢者の生活支援サービス等の充実に向け、地域での生活支援の担い手となるボランティア等を養成・発掘し、さらにそのネットワーク化を行う生活支援コーディネーターを配置することで、地域における生活支援体制を構築する。	地域福祉課
6	地域福祉活動助成金交付事業	船橋市福祉基金の運用から生じる収益等を活用し、市民活動団体が行う地域福祉活動に要する費用の一部を助成することにより、地域福祉を推進する。	地域福祉課



◀地区社会福祉協議会の福祉まつりにおける生活支援コーディネーターの周知活動（令和元年度海神地区）

◆地域福祉支援員ってどんな人？

船橋市では、平成17年3月に第1次船橋市地域福祉計画を策定し、自立した個人が相互に助け合う「共助社会」の構築を目指してきました。共助社会の構築を進めていくためには、地域ぐるみの活動を活性化するためには、平成18年度より、本市特有の事業として、地域における福祉活動を側面から支援する「地域福祉支援員」を地域福祉課に配置しています。

また、平成27年度～令和3年度を計画期間としている第3次船橋市地域福祉計画においては、あらたな取り組みとして掲げていた「地域包括ケアシステム」における「第1層生活支援コーディネーター」※の業務も担当しています。

◆地域福祉支援員の主な業務とは

①助け合い活動の普及支援

ゴミ出しや買い物のようなちょっとした家事援助を中心とした地域住民同士で行う「助け合い活動」の市内全域での普及を目指し、「助け合い活動立ち上げマニュアル～私にもできる？たすけあいの会～」を作成しました。また地域に出向いての相談、助言、情報提供や出前講座を行います。立ち上げマニュアルを活用し、たすけあいの会の立ち上げを検討している団体からのご相談に応じ、立ち上げに際して活用できる制度（地域福祉活動助成金）の案内や出前講座による説明や啓発等を行っています。

②地区社会福祉協議会の生活支援コーディネーターへの支援

各地区の地域ケア会議や協議体等での協議を通じて、住民主体の助け合い等のサービスが不足していることが明らかとなった場合に、地域福祉支援員が各地区社会福祉協議会に配置する「第2層生活支援コーディネーター」※と連携して、既存の組織にサービスや活動を開始するよう働きかけたり、新たな組織の設立を支援したり（立ち上げ支援）といったサービス・資源の開発活動を行います。

③地区社会福祉協議会事務局員の地域コーディネーターとしての養成

地区社会福祉協議会の事務局員が、地域での福祉課題に対して、公的制度や地域のさまざまな資源を活用して解決にあたる「地域コーディネーター」の役割を担えるよう船橋市社会福祉協議会と連携を図りながら、研修等を実施します。

④避難行動要支援者名簿と安心登録カード事業の連携支援

船橋市社会福祉協議会の安心登録カード事業は、本市の避難行動要支援者名簿と連携し、地域住民の災害時や緊急時の迅速な支援に役立てることを目的とした事業です。

両事業の連携についてのアドバイスをを行い、登録者の増加と登録者に対する支援体制の構築を推進します。

⑤地域の情報収集

地区社会福祉協議会や地区コミュニティに出向き、地域の情報収集や市民要望・意見を吸い上げ、地域の活性化を支援します。

第1層・第2層生活支援コーディネーター

第1層生活支援コーディネーターは、市全域を担当し、第2層生活支援コーディネーターは、市内24地区社会福祉協議会に配置されている。生活支援コーディネーターについては、P22参照。

基本施策（２） 相互理解の促進

【現状と課題】

地域の中には、さまざまな人が暮らしています。船橋市に長く住んでいる人もいれば、最近転入してきた人もいます。また、外国から来た人もいます。健康な人もいれば何らかの疾病や障害のある人もいます。地域福祉の考え方では、それら地域に住むすべての人が、福祉サービスの「当事者」である支え手にも受け手にもなりえます。

地域福祉を推進していくためには、地域にさまざまな人が、それぞれの立場（世代や国籍、考え方の違い、障害の有無等）について理解・尊重し合い、まずは一人ひとりが地域や福祉、人権に関する正しい知識・認識を持つことが大切です。

例えば、24地区市民会議では「ゴミ出し等外国人住民へのルールの周知が難しい」「外国人住民と今後どのように共生していくか」といった声もあがっており、自分と違う価値観や立場について理解、想像する力を養うことが求められます。

さらに、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現のためには、市民が障害の種類や特性、障害のある人についての理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進していく必要があります。

地域や福祉、人権に関する意識醸成については、次代を担う子供への福祉教育や人権教育はもとより、社会教育等を通じて、ライフステージに応じた学習機会や情報提供を積極的に進めていくことが必要です。

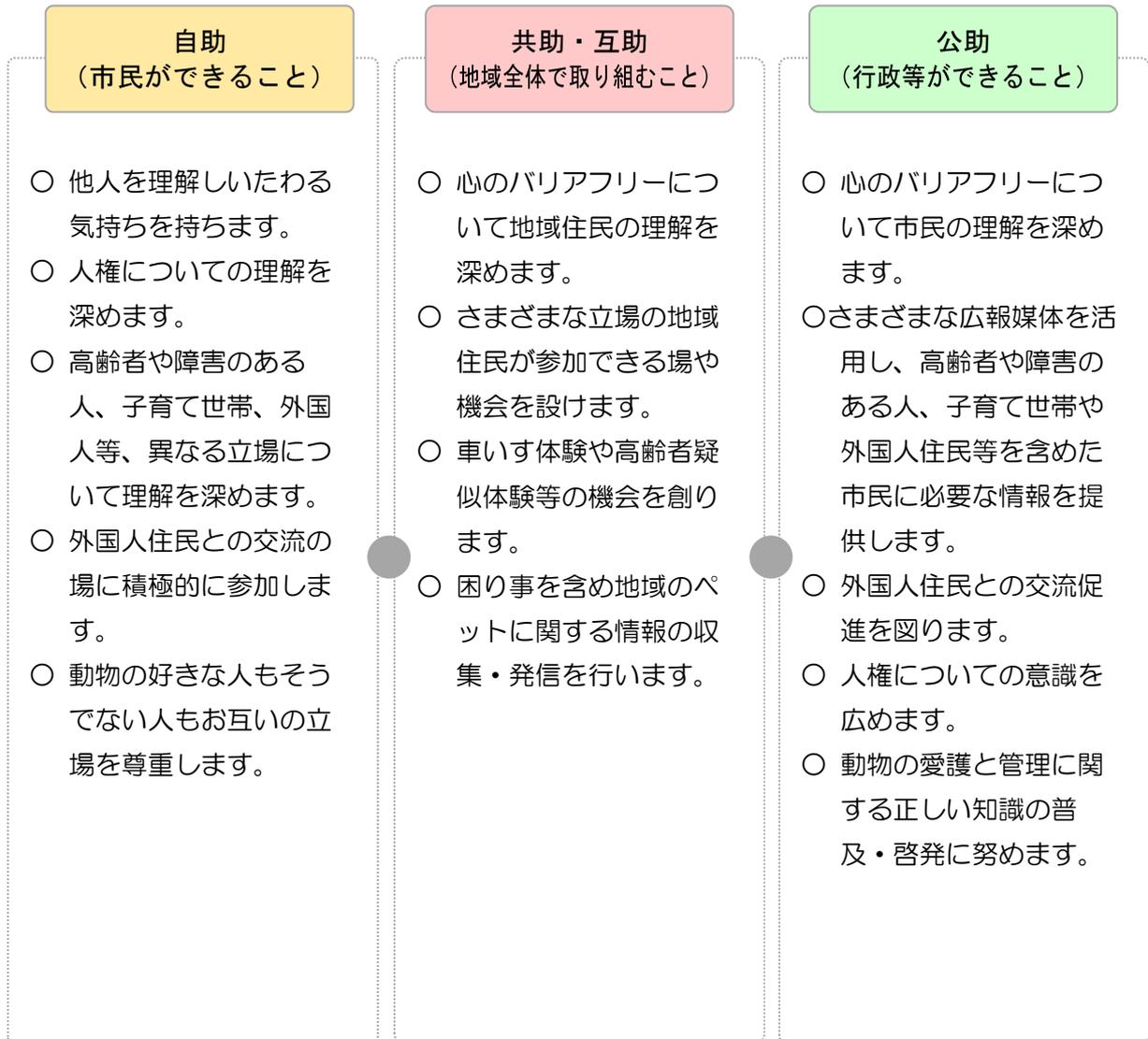
また、動物が好きな人もそうでない人もお互いの立場を尊重し、ルールを守りながら地域で暮らすことで、住みよいまちづくりに繋がります。

本市においては、動物愛護指導センターが中心となり、動物に関する相談・指導を行ったり、「船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン」を策定したりすることで、動物に関する適正な飼育・管理の普及を図り、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指しています。

【めざすべき姿】

- ・市民の誰もが人権について考え、さまざまな立場の人たちが互いに尊重し合い助け合えるようにします。

【体制（役割分担と実施内容）】



主な取り組み① 人権・一人ひとりが多様性を認め合う心の バリアフリーについての意識啓発

すべての人が住み慣れた地域で、安心して暮らすために、認知症や障害等に対する偏見やそれらへの理解不足から無意識に差別してしまうことがなくなるよう、心の面でのバリアフリー化の普及啓発を推進します。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
7	人権啓発活動事業	人権施策に関する情報を収集し、庁内に周知を図るとともに、船橋地域人権啓発活動ネットワーク協議会に参加し、人権啓発事業を船橋法務局の管内の船橋市と八千代市と交互に実施し、人権に関する意識の啓発を図る。	地域福祉課
8	福祉体験講座及び小学生福祉体験講座	一般市民及び小学生を対象に、身体障害について、障害のある人等による講話や、障害体験等を通して、障害のある人への理解と協力について学ぶ。	障害福祉課
9	障害者週間記念事業	「障害者週間」に合わせて、障害のある人の作品展やステージ公演を盛り込んだ行事を開催し、障害や障害のある人への理解の促進を図る。	障害福祉課



主な取り組み② 外国人住民と市民との交流促進

市民一人ひとりが、異文化などへの相互理解を深められるよう姉妹・友好都市交流をはじめとした市民主体の国際交流を推進します。

また、国籍等にかかわらず、地域に暮らすすべての人がそれぞれの違いを互いに尊重しながら理解し合い、地域社会の担い手として、共に助け合って活躍できるよう多文化共生を推進します。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
10	市民主体の国際交流	国際感覚を養うとともに、国際理解の促進を図るため、姉妹・友好都市との交流をはじめとした市民主体の国際交流活動を促進する。	国際交流課
11	多文化共生事業	外国人住民が安心して生活できるよう、やさしい日本語や多言語での情報提供と外国人住民が相談できる環境の整備を推進する。	国際交流課
12	帰国・外国人児童生徒に対する支援	帰国・外国人児童生徒の就学に伴い、日本語指導を必要とする児童生徒に対し日本語指導員・日本語指導協力員を派遣し、適応指導、日本語指導を実施する。	指導課



▲日本で生活する中でのさまざまな相談に多言語で対応します（外国人総合相談窓口）

基本施策（3）心をつなぐ仕組みづくり 重点施策

【現状と課題】

近年では、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等を契機に、家族との絆、近隣や地域社会とのつながりの大切さが改めて見つめ直されるとともに、多くの方が自分の生き方を考えるようになりました。

少子・高齢化や家族構成の変化、一人ひとりのライフスタイルの多様化等を背景に、地域における人と人のつながりや地域社会への帰属意識が希薄化する中で、市民の地域参加や地域における交流を促進していくことが重要となります。

そのために、例えば、町会・自治会が中心となり開催するお祭りや地区社会福祉協議会が中心となり開催するサロン^{*}事業等、世代や属性を超えて誰でも気軽に参加できるイベントを開催したり、地域住民同士の交流拠点を整備したりすることが出会いの場の創出につながります。

市民調査において、北部地区では比較的町会・自治会の活動に参加している人の割合は高いものの、一方で南部・西部地区では低く、「参加の仕方がわからない」ために参加したことがない人が他の地区に比べて多くなっており、新たな転入者が参加の仕方がわからず地域活動に繋がっていない現状がうかがえます。

24地区市民会議でも「町内会の住民と町内会に属していない人との接点づくり」や「ゴミ捨て、福祉等の、町内会に入っていない人への情報伝達」が必要であるという意見も出ており、地域のつながりづくりにおいて、転入者への町会・自治会等の地域の活動に関する情報提供を充実していくことも必要となります。

さらに、ボランティアや市民活動を一層活性化していくために、「活動に関する情報の収集・発信」が最も必要だと考える人は多く、福祉教育や情報提供に関するニーズが高くなっていますが、ボランティアや市民活動に関心のある人の6割以上が関連する情報を“入手できてない”と感じており、このことから情報提供の充実は課題であると考えられます。

そうした中、ボランティア、市民活動に参加したことがない理由として「参加の仕方等の団体情報が得られないから」「活動する仲間や団体が見つからないから」と回答した人が多くみられ、地域での活動に繋げるコーディネート機能の充実が求められています。

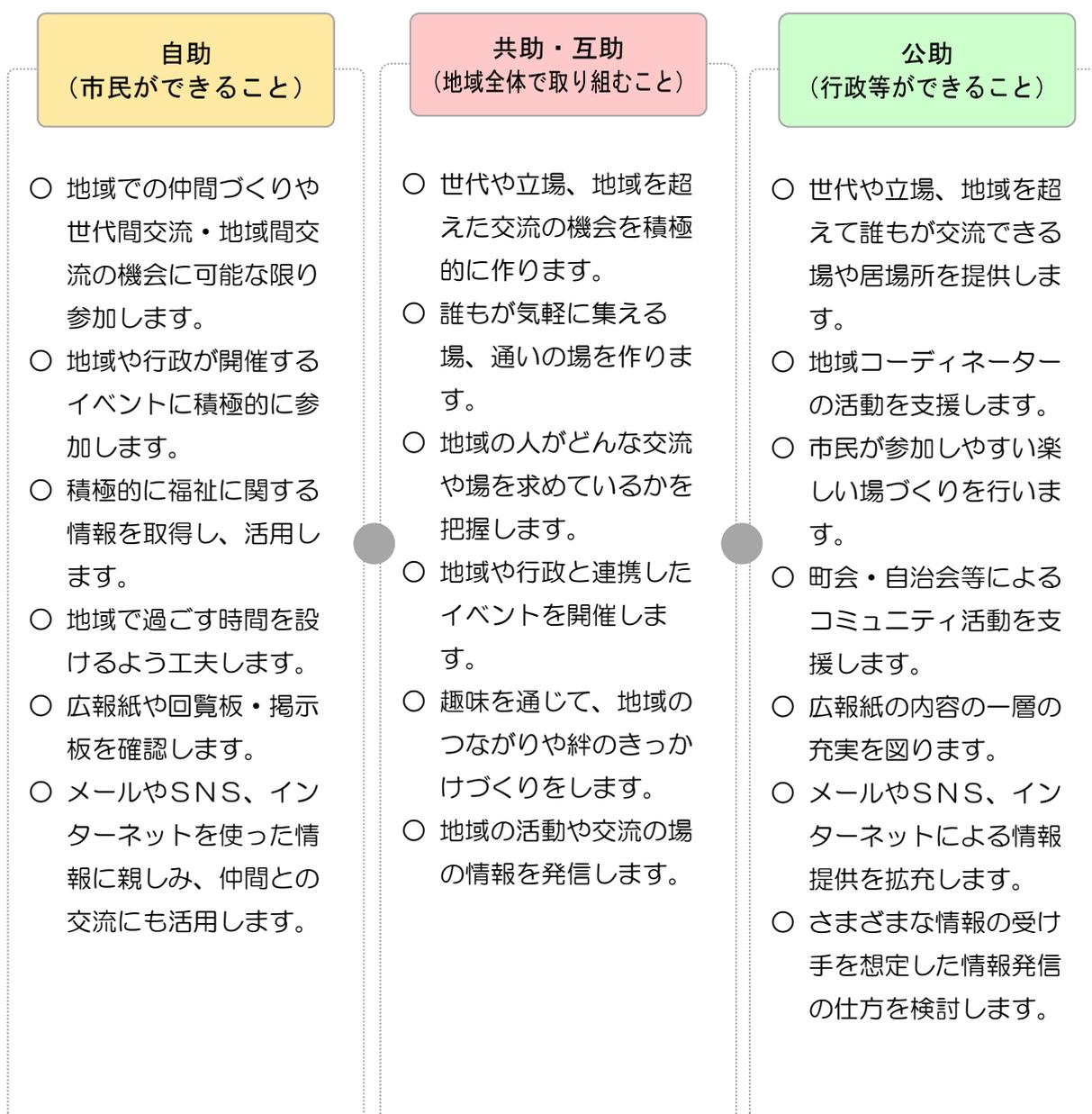
サロン

身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流することが出来る活動の場。

【めざすべき姿】

- ・市民が互いに知りあい、地域に関心を持つような出会いの場や機会が生まれるようにします。
- ・世代や属性、地域を超えて市民が交流し、互いに知りあい、助け合い、高めあう地域をつくります。
- ・地域におけるイベント等への参加をきっかけとして、ボランティア活動や市民活動への参加につながるができるようにします。
- ・誰もが地域の情報を受け取れるように工夫し、自分に必要な情報を得ることができるようになります。

【体制（役割分担と実施内容）】



主な取り組み① 地域住民等が集う拠点づくり

地域における福祉の活動拠点について、より多くの人が利用できるようソフト面・ハード面ともに充実を図ります。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
13	サロン事業補助金交付事業	<p>①ふれあい・いきいきサロン事業 比較的元気でありながら、家に閉じこもりがちな高齢者の交流の場、仲間づくりの場としてレクリエーション等を実施する地区社会福祉協議会に対し、事業の経費の一部を助成することで、地域住民の手による地域福祉活動を推進する。</p> <p>②子育てサロン事業 地域の中で孤立しがちな子育て中の親の交流の場、あるいは子育てに関する相談の場を実施する地区社協に対し、事業の経費の一部を助成することにより、地域住民の手による福祉活動を推進する。</p>	地域福祉課
14	地域子育て支援拠点事業	乳幼児を対象とする子育て支援センター、18歳未満の子供を対象とする児童ホームを「地域子育て支援拠点」とし、子育て家庭に対してアドバイスや情報提供を行うとともに、保護者同士の交流の機会や乳幼児の遊びの場を提供することで、子育ての不安感や悩みを緩和し、子供の健やかな育ちを支援する。また、子育て支援センターには専門職を配置し相談・情報提供の充実を図る。	地域子育て支援課
15	地区社会福祉協議会活動拠点整備事業	地区社会福祉協議会の活動拠点として地域の空き店舗等を借り上げた際に、借上げ料等を補助する。また、町会・自治会館等を借りて事業を実施した際にかかる会場使用料を補助することで、より多くの人々がサロンや体操等の事業に参加しやすい環境を作る。	地域福祉課

主な取り組み② 地域交流事業の促進

地域間や世代間での交流の機会を促進するとともに、地域活動やボランティア活動に参加するきっかけづくりに努めます。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
16	地域福祉まつり 事業補助金交付 事業	町会・自治会や地域の小・中学校等さまざまな組織や団体が協働して、福祉講演会や介護相談等を、公民館等を会場に開催している本事業費の一部を助成することで地域住民の手による福祉活動を推進する。	地域福祉課
17	ふなばし市民活 動フェア	地域へ第一歩を踏み出そうとする人たちに対して、地域活動やボランティア等さまざまな社会貢献活動に参画するきっかけの場を提供するイベントを実施する。	市民協働課
18	学校教育での世 代間交流事業	各学校において、幼稚園や保育園と小学校の交流、小・中学校の交流や、保護者や地域の人たちとの交流、高齢者との交流等、さまざまな形で子供たちと世代の異なる人たちとの交流を図っているため、これらの活動がより円滑に実施できるように、協力者を学校教育活動支援ボランティアとして保険に登録し、不慮の事故に備えたり、情報提供をしたりする等の支援をしていく。	指導課



◀おおよそ50団体の地域でのボランティア活動の展示や実演等を行いました
(令和元年度ふなばし市民活動フェア)

主な取り組み③ 地域情報等の発信

誰もが必要とする情報を容易に入手できるよう、多様な方法による情報提供を行うとともに、高齢者や障害のある人、子育て世帯等、今後サービス利用が見込まれる人にも配慮した、福祉・保健・医療に関する総合的な情報の提供に努めます。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
19	ふなばし市民力発見サイトの運営	市内でさまざまな知識や技能を持つ、または公益的な活動を行う個人と団体の情報をインターネット上に集約し、市民に広く公開することで、つながりを生み出し、市民力の活性化を目指す「ふなばし市民力発見サイト」の管理・運営を行う。	市民協働課
20	ホームページ等による子育て情報の提供	市内の子育て関連情報がいつでも分かりやすく検索できる子育て応援・情報サイト「ふなっこナビ」や、出産予定日や子供の生年月日等に応じた情報が届く、妊娠・出産から子育てまでをフルサポートするスマートフォンアプリ「ふなっこアプリ」、あらかじめ登録している携帯電話やパソコンに、子育て支援に関する情報をメール配信する「ふなっ子メール」等により、子育て中の人々の負担を軽減し孤立を防ぐために情報提供を行う。	子ども政策課、地域子育て支援課
21	市民便利帳及び市民便利帳外国語版発行事業	本市が提供するサービスや市への手続き等、市民生活に必要な情報を掲載する。また、外国人向けに英語・中国語・ベトナム語版を発行する。	広報課